安保３文書改定へ！

戦争遂行国家へまっしぐら

「世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけ」と褒める高市首相の政治は？

“戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの”として、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有と、GDP2%・５年間で 43 兆円の防衛費を規定した「安保３文書（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画・2022 年 12 月閣議決定）」をさらに強化すべく高市首相は前倒し改定を今年中に行おうとしています。4/27 には第一回の有識者会議が開催されました。

その流れの中で先の総選挙で圧倒的な支持（自民党単独で３分の２以上の316議席）を受けた**高市政権は“国論を二分する、国の根幹にかかわる重要政策の大転換”を、まるで白紙委任を受けたかの如く展開し始めています。**

具体的には①9 兆 353 億円の軍拡予算を成立させ、②OTC類似薬の一部を保険適用から外す健康保険法改正案（社会保障の大幅カットで国民負担増）、③防衛装備移転３原則・運用指針の改定による武器輸出の全面解禁（4/21 閣議決定）、④スパイ防止法体制の第一段階「国家情報局・会議設置法」でインテリジェンス機能強化、⑤安保３文書改定に向け第一回有識者会議を開催（4/27）高市首相は「改定は国家の命運を左右する重要な取り組み」と＝AI・ドローン・防衛費拡大・継戦能力強化・インテリジェンス強化・経済安全保障推進・太平洋の防衛強化・非核三原則見直し・原子力潜水艦などを検証、⑥衆議院憲法審査会で緊急事態条項のイメージ案を出して憲法改正審議の推進、⑦経済安全保障推進法改正法案、⑧「第７期科学技術・イノベーション基本計画」3/27 閣議決定、⑨個人情報保護法改正法案で市民情報利活用推進、⑩国旗損壊罪（内心の自由と表現の自由に国が介入・国家主義へ）創設へ、・・・

と。

まさに 2015 年安倍政権の安保法制で「戦争ができる国」に、2022 年安保３文書で「戦争する国」に、そして 2026 年のいま安保３文書改訂で「戦争遂行・戦時体制国家」へ進もうとしています。

具体的に見ていきましょう。

Ⅰ、「防衛装備移３原則・運用指針改定（4/21 閣議決定・国家安全保障会議決定）」・・・武器輸出の全面解禁・死の商人国家へ

「武器の輸出をして金を稼ぐほど落ちぶれてはいない。もう少し高い理想を持

った国として今後も続けていきたい」（1976 年宮澤喜一外相）とのかつての答弁を引き合いに、防衛装備移転三原則の運用指針である５類型（救難・輸送・警戒・監視・掃海）を撤廃することの問題を問うたのに対して、高市首相は「今は日本を取り巻く情勢が非常に厳しいものになっている。我が国一国だけではなく、同志国を含めもう時代が変わったと感じる。・・・経済成長にもつなげる。国民生活の豊かさにもつなげる、そして国をしっかりと守る。そういう時代に入っている」と言って５類型撤廃へと推し進めています。

国会での決議もなく閣議決定だけで武器輸出の全面解禁となってしまいました。

≪変わった内容は≫

〇救難・輸送・警戒・監視・掃海と限定していた５類型を撤廃し殺傷能力ある武器輸出の全面解禁です。戦闘機・護衛艦・潜水艦も輸出可能に。

〇これまで「国際共同開発・生産する場合には相手国に輸出は可」としていたが第三国にも輸出できることとなる。

〇殺傷能力ある武器輸出は日本と「防衛装備移転協定」を結ぶ国（現在 17 か国）に限定と言うが、政府が協定を結べば可。

〇現に戦争が行われている国への輸出は原則 “不可”。だが「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある」と判断した場合は例外的に輸出できる。国際法違反の武力攻撃をしている米国にも武器輸出可能と言うことか？

〇「国会の関与」は、国家安全保障会議で武器輸出を決めた後に国会に通知するだけ。

米国では「一定の金額を超える武器輸出は連邦議会への通知や審査が必要。議会が輸出禁止の決議を採択した場合、輸出許可を発行することができない」のに日本は国会でのチェックは全くなしです。

佐藤内閣が示した武器輸出三原則（1967 年）は三木内閣では全面的禁止へ（1976 年）。1981 年には武器輸出三原則の厳格な運用を国会で決議までしたのに・・・中曽根政権（1983 年）、野田政権（2011 年）と例外を作り、安倍政権（2014 年）で防衛装備移転三原則と武器輸出の道をひろげてきた。最後の総仕上げとして高市政権は殺傷能力をも含めて全面解禁に（死の商人国家へ）。

≪武器輸出全面解禁の理由？≫

市民からは「日本国憲法の平和主義＝平和国家の理想を投げ捨てる」と反対の声も上がっているが、今回の武器輸出全面解禁の理由と意義について政府の改訂文書では、

「防衛装備の適切な海外移転はいわば防衛力そのものと位置付けられる我が国の防衛生産・技術基盤の維持強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである」

「また、継戦能力確保の重要性が増す中において、防衛装備移転の推進により共通の装備品を運用する同志国等を増やし、強固な防衛産業を保持し拡大することは、有事に必要な継戦能力を支える生産能力を国内で確保することでも大きな意義を有する」と。

しかも「我が国としては国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ・・・官民一体となって防衛装備の海外移転を進めることとする」と記載されています。

まさに“軍需産業”を育成発展させることが日本の安全保障上必須の要件とし、その一環としての武器輸出の全面解禁を展開しているのです。

それゆえ同時に提出された「第７期科学技術・イノベーション基本計画」「経済安全保障推進法改正法案」には“科学技術と安全保障の連携”が強力に打ち出されています。

それぞれの施策内容についても見てみましょう

「第７期科学技術・イノベーション基本計画」（2026・3/27 閣議決定）

マスコミも指摘します（朝日新聞 5/9）「今年度から５年間の政策方針を示す第７期科学技術・イノベーション基本計画に“科学技術と国家安全保障の有機的連携”が掲げられた。」「3 月の閣議決定の直前に戦略的に支援する 17 領域の一つに“防衛産業”が入った。経済との好循環をかかげて投資すべき分野に防衛産業を位置付け、殺傷能力のある武器輸出の解禁に踏み切った決定も連動する」と。

「新技術立国」を実現する為政府の研究開発投資５年間で 60 兆円、官民合わせて 180 兆円を投じるとのことです。

高市首相は「優れた科学技術・イノベーションが強い経済の基盤で、安全保障上の目標を達成する基盤でもあります。本計画に基づき技術領域の戦略的重点化、科学技術の国家安全保障との有機的連携など政策の転換を図っていきます」とはっきりとその方向性を示しています。

≪基本計画の中では次のように記載されています≫

〇新興・基盤技術領域として 17 領域が示されています

：「造船」「航空」「デジタル・サイバーセキュリテイ」「農業・林業・水産（フードテックを含む）」「資源・エネルギー安全保障・GX」「防災・国土強靭化」「先端医療」「製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）」「モビリテイ・輸送・港湾ロジステイクス（物流）」「海洋」「防衛産業」「AI・先端ロボット」「量子」「半導体・通信」「バイオ・ヘルスケア」「フユージョンエネルギー」「宇宙」

〇「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、また科学技術をめぐる国際的な主導権争いは激化している。主要各国が先端技術の獲得を国家戦略の中核に位置付ける中、我が国においても科学技術の重要性を再認識し国家安全保障の観点からも総合的に取り組むことが必要」と。

〇又、「産学官が連携してデユアルユース技術に取り組む。防衛省の基礎研究などに研究者が躊躇なく参画できるよう理解増進して取り組む」

〇「経済安全保障上の重要技術領域を定め、シンクタンク機能を強化し、技術を育成する。研究セキュリテイに取り組み技術流出を防止する」と経済安全保障推進法の更なる強化と、日本学術会議等研究者の軍事研究への姿勢の変更を求めているのです。

≪このような基本計画に対し批判の声が上がっています≫

「故益川敏英さんは自著で科学と戦争の歴史を振り返り“科学に国境はなくても祖国が戦争に巻き込まれていけば否応なく科学者たちは軍事目的のために駆り出され、愛国心を強いられることになる”と述べた。」（朝日新聞 5/9 社説）と批判。

軍学共同反対連絡会ニュースレター110 号で野中郁江氏は「7 期基本計画では科学技術イノベーション基本法に含まれていない国家安全保障目的が新たに加えられている。これは大転換である。科学技術に関する基本計画に国家安全保障目的が盛り込まれることになり、大学の研究・教育活動だけではなく次世代人材養成つまり初等中等教育も国家安全保障目的から位置づけを与えられることとなった」と厳しく批判しています。

「科学技術イノベーション基本計画」と「武器輸出の全面解禁」とに大きくかかわる**「経済安全保障推進法改正法案」の内容も見てみましょう。**

基本的に米国の対中国包囲網戦略の一環としての経済領域の安全保障＝あらゆる領域から中国を排除し米国の経済覇権を維持していくことに与する本法律の内実をさらに強化すべく改正案として、

ⅰ）サプライチェーンの強靭化として、重要物資の供給に不可欠な“役務（光海底ケーブルの敷設等）”も支援対象に。

ⅱ）基幹インフラに“医療分野”も追加

ⅲ経済安全保障上重要な“海外事業”には劣後出資等での一層の支援

ⅳ）シンクタンク機能、官民協議会の推進。データセキュリテイの強化。

などが改正法案として出されています。

経済成長と安全保障の好循環、防衛産業が経済成長の要といった国の基本方針の下での武器輸出の全面解禁なのです。

ですから

≪武器輸出の具体的動きが・・・≫

小泉防衛相がすぐにフイリピンで海上自衛隊の退役する「あぶくま」型護衛艦の輸出に向けて協議に入りました（5/5）。

武器輸出の閣議決定直前に（4/18）、オーストラリアは豪州海軍の新型艦について海上自衛隊の「もがみ」型護衛艦の能力向上型をベースに共同開発の契約を日本と締結しました。

幕張メッセでの武器見本市は毎回その参加企業が増え（2025 年ＤＳＥＩJĂＰĂＮでは 450 社以上）まさに武器商人＝死の商人の取引が盛大に展開されています。来年 2027 年 4/28～の開催も予定されています。

高市首相は「同じ型の護衛艦を使うことの相互運用性の向上など幅広い意義を有する」と有効性を語っています。

≪武器輸出全面解禁への批判≫

危機管理投資・成長投資と連携して「防衛産業」が位置付けられその一端を担う武器輸出が全面解禁されることに対して多くの人々が反対の声を上げていま

す。

小野塚東大特任教授は「今回の改定は憲法９条の縛りを事実上外す大きな政策変更だ。・・・他国からすると日本が平和国家の理想を捨てると受け止められかねず、長期的には外交上の損失になりかねない」と。

杉原さんは「日本は落ちぶれた。武器を売って儲ける普通の国に。戦争と緊張を欲する死の商人国家に」と厳しく批判し「最低でも衆参両議院の全会一致の国会決議をやり直して決定すべきだった。…国会と主権者は完全にスル―された」と。

日弁連は会長声明で平和国家としての国のありようを崩すものと批判。

「５類型、国際共同開発といった制限を撤廃することで、国産及び国際共同開発の殺傷能力をも有する武器の輸出が実質的に解禁され、日本が製造した武器により国際紛争が助長され、兵士や市民が殺害される事態を招く危険性が大幅に高まることとなる。」「平和国家として採用してきた武器輸出禁止の原則を損ない、憲法の恒久平和主義に基づいた平和国家としての日本の在り様を根本的に掘り崩すことになる。」「武器輸出について国会が関与する仕組みが何ら設けられていないのも問題」と強く反対しています。

Ⅱ「国家情報局設置法」は国民監視機関の機能強化・・・

次は高市首相が「国論を二分する大転換」と言う「スパイ防止法体制」を作り上げるための第一段としての「国家情報局設置法（国家情報会議設置法）」を見てみます。

排外主義・ポピュリズムの大きなうねりの中で参政党・国民民主党・日本維新の会・自民党が次々とスパイ防止法（インテリジェンス機能強化）の制定を主張。

旧統一教会・国際勝共連合の悲願である（1985 年廃案）スパイ防止法を何としても制定したい高市政権はスパイ防止法体制の第一段として国民監視の「国家情報局設置法（国家情報会議設置法）」を 5/27 成立させました。

「国家情報局設置法」は現在の縦割りの諸情報機関の情報収集を一元化、総合管理のための「組織法」なので、何ら国民の権利・義務を拡大するものではありませんと政府は説明してますが、法 2 条でその目的を規定しているように“国みづからスパイ行為をしていく（重要情報活動）＆外国のスパイ防御のため防諜する機関（外国情報活動への対処）”を作っていくものです。

単なる情報一般を収集・分析する機関ではなくスパイ防止法体制を作っていくための重要な情報機関を作っていくものです。

ですから今後有識者会議の協議（4/27 第一回会議開催）の後、2027 年には「外国代理人登録法」「外国勢力活動透明化法」「ロビー活動公開法」、「対外情報庁」、「情報要員養成機関」「仮装身分情報要員活動保護法」、「スパイ防止関連法」が次々とつくられていく予定です。

今回成立した国家情報局設置法についてもう少し詳しく見てみましょう。

まず自民党をはじめ各党がインテリジェンスの機能強化と言っている「インテリジェンス」の意味するところを明らかしておきます。

（維新の中間論点整理より）「日本には外国勢力による日本国内での諜報活動自体を犯罪要件とする法律がなく包括的なインテリジェンス改革が必要不可欠」。すなわちインテリジェンスの３機能：「諜報」「防諜」「非公然活動」×2 領域：「非軍事」「軍事」の完全な法定化が必要と。単なる情報の収集・分析ではなく敵・味方の間での情報戦なのです。

本法によって内閣に設置される国家情報会議とは、「重要情報活動：安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（重要国政運営）に資する情報の収集調査に係る活動」＆「外国情報活動への対処：公になっていない情報のうちその漏洩が重要国政運営に支障を与える恐れがあるものを取得するための活動（これと一体して行われる不正な活動を含む）であって外国の利益を図る目的で行われるものへの対処」に関する重要事項を調査審議する内閣総理大臣が議長の機関です（本法２条）。

この事務局として国家情報局が内閣官房に設置されます（附則で内閣法の改正）。

国家情報局は今の内閣情報調査室を格上げして国家安全保障局（会議）と同格

になり、警察庁（公安）・公安調査庁・外務省・防衛省（自衛隊情報保全隊）などが収集した情報を集約し分析する“総合調整する権限”が付与されます。

それゆえ海渡弁護士が指摘するように「戦前の内閣情報局（新聞などへの検閲）＋特高警察＋憲兵のような機能を果たす組織」に。単なる一般的な情報収集・分析のための機関ではなく、あくまでもスパイ防止のための、国が外国をスパイする為、国民の行動・情報を監視するためのインテリジェンス機能強化の組織です。危ない、危ない情報局です。

後藤田正晴氏はかつて新たな政府の情報機関の必要性を問われ、「今の政府、政治でコントロールできるかとなると、そこは僕も迷うんだ」と情報局の問題点を指摘してました。

「国家情報局」の問題点が多くの方から指摘されています。

ⅰ）組織法だけでも情報収集・監視されてしまう

高市首相は「本法は行政組織相互の関係を律するのもで、国民の権利義務に直接関する権限を強化するものではない」と答弁している。確かに本法は行政組織法であり国民の権利義務関係を規定する行政作用法ではない。しかし国家情報局には予防的にかつ秘密裏に広範に情報を集める任務・所掌事務が与えられている。大垣警察署事件では組織法である警察法で「公共の安全と秩序の維持」を警察の責務と定められていることを根拠に市民への監視活動を行っていたのです。自衛隊情報保全隊も組織の任務規定から監視・情報収集をしていたし、裁判の判決で批判されても全く是正してこない現状です。（自由法曹団）

ⅱ）国家情報局へ権限集中の危険性

内閣情報調査室がもろもろのインテリジェンス機関の「連絡調整」の役割をしてきた。格上げされた国家情報局では「総合調整（権）」の役割を。個人の全体的な人間像が国家により把握されることとなり人権が侵害される危険性が高まる。（自由法曹団）

スパイ防止法という名目でインテルジェンス機関が強化された場合、その強化された国家情報局の活動はスパイ以外の一般市民にも及ぶものとなり、その過程で市民のプライバシー権（憲法 13 条）、思想良心の自由（19 条）、表現の自由、・知る権利（21 条）、適正手段（31 条）などの権利が侵害される恐れがあります。（日弁連 2026・2/20 意見書）

ⅲ）既存の情報機関の問題点がなに一つ解決されていない上で、情報収集・分析を強化、一元化することの危険性

警察や自衛隊などの情報機関は人権侵害の問題を引き起こしてきた。裁判の判決で問題提起されてもなにも反省せず解決策を全く築いていない。この状態だと各情報機関は時の政府の意向に沿うよう、反戦・平和を求める市民の活動を、政権の施策に反対する行動を危険視し調査・監視することになるのでは・・・

＊大川原化工機事件：公安警察の冤罪による起訴

＊大垣警察市民監視事件：風力発電建設に対する市民運動を監視し、その情報を電力会社へ提供

＊自衛隊情報保全隊市民監視事件：イラク戦争時自衛隊派遣に反対する市民活動を監視

緒方宅電話盗聴事件：公安警察が日共幹部の電話を盗聴

iv）**果たして立法事実はあるのか？・・・ありません**

＊山本議員の質問主意書に対する答弁書（2025・8/15）で政府は日本はスパイ天国ではないと答弁。

＊現状のインテリジェンス機関において捕捉できないスパイ事件としてどのようなものがあるか？

＊インテリジェンス機関を増強することによりどのような状況が改善されるのか？立法を合理的に正当化できる説明がされる必要がある。・・・説明なし。

v）**スパイ防止法・国家情報局は戦争遂行のためのもの**

スパイ行為処罰の前提は敵国の存在です。だから戦後、刑法から85条「間諜罪」が削除された。軍事力を一切否定し、武力行使を前提としない日本国憲法下では許されないのです。（中谷弁護士）

vi）国家情報局の設置は**警備・公安警察の権限・権益を拡大する**ことになる

「国家安全保障会議と国家情報会議がいずれも内閣総理大臣をトップにして主要閣僚によって構成される組織として並立することとなる。政治・政策部門と情報部門が分離されておらず、むしろ融合してしまう危険性が大きい。そして日本の安全保障にかかわる政治・政策部門と情報部門がいずれも警備・公安警察によって担われるといういびつな政治構造が生まれる危険性がある。」（海渡弁護士）

「国家情報会議・国家情報局・・この動きの本質は警備・公安警察組織などの権限と権益をまたも大幅に拡大するものにほかならない・・・市民社会に害悪を振りまく装置になる恐れが強い」（青木理）

vii）**国家情報会議・情報局に必要な修正点**

安全保障の観点からどうしても必要だとしても以下の規制が必要です。

＊“国家安全保障と情報への権利に関する国際原則：ツワネ原則”

原則31：「安全保障部門の諸機関についてその運用・規則・政策・財政・業務管理を含めて監視するための監視組織を未設置の国はそれを設置すべきである。この監視組織は制度的にも運用にも又財政的にも監視対象の機関から独立しているべき」

「日本の現状・・・国家による情報収集については現状、個人情報を安全かつ適正に管理するための何らの規制もない。取得・保有及び利用について乱用防止のための何らの制度的保証もない」（自由法曹団）

「情報局による情報収集の限界の法制化」「国家情報局の政治的中立性の確保、および警察組織との明確な分離」「政府から独立した第三者機関による実効性ある監督装置」が必要です。（海渡弁護士）

その他多くの批判の声が・・・

〇清水雅彦氏：「特定秘密保護法は・・・スパイ行為にも適用可能であると思わ

れる。それなのに新たに制定を目指すのは外国通報目的の漏洩罪の新設や重罰化、中央の情報機関設置のためだと思われる。ということは日本も敵国を想定してスパイ活動をしていくということである。しかし平和憲法下でそのような“戦争する国”になることは許されない。」「戦争する国とセットのスパイ防止法は平和憲法に反し不要である」

〇小笠原みどり氏：「スパイ防止法案等から見えてくるのは米国に倣ったスパイ機関創設です。基本的に米国のスパイ体制と、うり二つの内容です」

「内閣情報調査室を局に格上げするとか、外国の代理活動する人たちに登録を義務付けるとか、要するに国内の監視体制の強化です」

「先進国に追いつくという名のもとに実は米国を中心とするファイブアイズと言われる旧大英帝国の国々（米国・カナダ・英国・オーストラリア・ニュージーランド）が作る諜報体制に日本が奉仕する内容になってます」「今度の法案はいかにも外国のスパイを防止することが目的のようですが中央集権的なスパイ機関の創設が主眼です」と

〇自由法曹団：「こうしたインテリジェンス体制の強化は戦争する国作りと一体の動きであり、又、国のスパイ活動の対象は国民にも及び市民監視や人権侵害が拡大する恐れがあるから本法案に反対し廃案を求める」

こんなに多くの問題がある国家情報局設置法案なのに多くの国会議員の賛成で成立し、今後スパイ防止法体制が作られようとしています。何としても戦時体制の法体系を完成させないためにもはっきりと NO と言っていかねばと思います。2027 年以降予定されている制度を見てみましょう。

〇「外国代理人登録法案＝外国勢力活動透明化法案＝ロビー活動公開法案」：

外国政府や海外企業のために日本国内で政治活動をする人・団体に登録を義務付ける。活動内容・資金源・資産の保有状況などの登録です。貿易や友好会でその人と関係を持つ日本人も外国勢力になりかねません。罰則あります。外国は中国・ロシア・北朝鮮？米国も外国勢力になるのかしら？

米国の外国代理人登録制度（FARA）の問題点として、報道機関や非営利活動法人の活動に大きな悪影響を与えています。例えば韓国の国際問題専門家がインテリジェンス機関関係者に質問して得た情報を雑誌に掲載したら、外国代理人とみなされ登録していないのでと起訴されているのです。（日弁連意見書）

〇スパイ養成機関を作り、仮装身分の情報要員の保護法案も予定されています：

戦前の陸軍中野学校のような日本国公認のスパイを養成して徹底的にスパイ行動をさせるのでしょう。そのために仮装身分で行動する情報要員の保護法も作るといってます

〇「対外情報庁」：米国のCIA のようなものを作りたいと：

米国のCIA はチリのアジェンデ政権転覆の謀略、イラクが大量破壊兵器を持っているとの嘘でフセイン体制を破壊、など謀略・非公然準軍事オペレーション機能まで実行するのです。これがスパイ防止法のインテリジェンス機能の本質

なのです。

〇インテリジェンス・スパイ防止関連法の本質は：

「特定秘密保護法」「重要経済安保情報秘密法」「能動的サイバー防御法」の総仕上げのスパイ防止法では厳罰化して（1985 年の国家秘密法案では最高刑が死刑）、国民や外国人を徹底監視、拝外主義的に外国勢力を排除していくと同時に政府の政策への反対・戦争反対と言う人々をスパイとして取り締まっていくのです。（海渡弁護士）

参政党代表の発言「極端な思想の人たちはやめてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法です」に法の本質が端的に表れています。

スパイ防止法は戦争への切り札です（共同通信石井氏）。

① 市民の知る権利・取材報道の自由・思想の自由を圧殺します。

② 外国人との共生社会を否定し分断を図る排外主義が浸透します。

③ 世界を敵と味方に分け戦争への道を開くものです。

スパイ防止法制定に反対し、市民一人一人の個人の尊厳＝自由と権利を獲得していきましょう！

Ⅲ、“安保３文書改定”

戦争遂行・戦時体制への大転換

「国家の命運を左右する重要な改定」（高市首相）に向け、６月に自民党・維新の会から提言が出され、年末には政府から安保３文書改定案が出される予定。

軍拡予算・武器輸出・軍産学官複合体経済社会・スパイ監視密告社会への法制化が進んでいる中での改定です。市民の側から「武器によらない安全保障」＝平和の構想を対峙させていく必要があります。（平和構想提言会議）

どのような方向へ改定しようとしているのか「第一回総合的な国力から安全保障を考える有識者会議」（2026 年 4/27）における高市首相の挨拶、その時の資料から見てみましょう。

高市首相の挨拶

“今やこれまでとは全く違う国際情勢の真っただ中にあると考えております。・・・インド太平洋では中国・北朝鮮の軍事力の増強、中国・ロシア、そしてロシア・北朝鮮の連携強化が見られます。”

“AI や量子技術など技術の革新的進歩が安全保障の決定要因となっています。防衛力の抜本的強化を主体的に進めていかなければなりません。そして外交力と防衛力を経済力、技術力、情報力、人材力と有機的に連携させて日本の「総合的な国力」を徹底的に強くしていくことが大事と考えております。”

“自由で開かれたインド太平洋を一層進化させる”“我が国の抑止力と対処力を強化する必要があります…新しい戦い方への対応や長期戦への備えを進めなければなりません。”

“先端技術の活用や有事にも耐える防衛装備品のサプライチェーンの強靭化など防衛産業基盤の刷新も課題です。海上保安能力やサイバーセキュリテイ、経済安全保障などの取り組み推進”

”総合的な国力を徹底的に強化。このたびの３文書の改定は国家の命運を左右する重要な取り組みです“と。

会議資料の中でも

ウクライナの教訓として①宇宙・サイバー領域②安価・大量の無人機の活用。AI を活用したシステム③弾道、巡行ミサイルと無人機との組み合わせ④継戦能力―防衛生産・技術基盤の構築⑤DIMET（外交・情報・軍事・経済・技術）を活用しての戦争遂行、を提示しています。

そして「国民の理解・国民の生活・産業活動の維持なくして自衛隊の継戦能力は成り立たない」「科学技術・イノベーションが競争力や安全保障のカギを握る」と指摘し「総合的な国力（外交力・防衛力・経済力・技術力・人材力）の強化」が訴えられています。

自民党安全保障調査会も 5/25 に提言案を出してます。その内容は

〇無人機・AI などを活用した新しい戦い方。継戦能力の確保。

○中国軍は南西諸島周辺の活動と、第二列島線に至る「西太平洋」における運用能力を向上している。

南西諸島に加え太平洋側の防衛体制の強化の重要性が一層高まっている。太平洋側のレーダーの配備を含め太平洋側における「防衛上の空白」を解消し整備する。硫黄島の港湾整備の調査も始めるとのこと（読売新聞）です。

又、中国は「経済の武器化」を一層先鋭化させている。

○スタンドオフミサイルの量の確保と質の向上を。

○長距離ミサイルを運用するＶＬＳ搭載潜水艦を次世代の動力（原子力）の活用を含めて検討。

○高消耗・長期化を前提とする新しい戦い方への適応：備蓄、保管。

有事増産を見据え防衛産業の規模・能力の確保。国有、政府出資など法整備検討

○デユアルユース技術強化。科学技術力は国力の原源。

○日米同盟が日本の安全保障の基軸。多国間（日米比豪韓）の協力強化。

○経済安全保障上の重要技術を支援。

○インテリジェンス機能強化。司令塔の総合調整能力を確立すべき。

○自国を守る覚悟のない国を助ける国はない。自国防衛の国家意思を明確にし、覚悟と決意を示す必要性。

○防衛予算３．５%～3%を検討。

○5 年以内に防衛装備・体制の両面において防衛力の変革を成し遂げるべき。

○「非核三原則の見直し」を提案なし。（有識者会議では積極的議論が）

などです。

「総合的な国力を・・・」と語る内実はまさに高市版富国強兵そのものです。

今までの憲法９条・前文・13 条から導き出された専守防衛・自衛隊・武器輸出禁止 3 原則の方針からあらゆる制限・規制をとき放し経済も軍事も社会もすべて“戦争遂行・軍事国家”へと導かれているようです。国の在り様が全く変わってしまいます。

今こそ「憲法前文と９条の原点」に戻って高市政権がやろうとしている国づくりをストップさせ、流れを変えていかねばなりません。

ケアを中心にした分かち合いの社会・経済、定常型経済、多様性と個人の尊厳を尊重する社会へ。核兵器禁止条約を批准し、北東アジアの平和構想を実現させましょう。

平和構想提言会議も批判します。

“政府は外交力・経済力を含めた「総合的国力の強化」をうたっているが、その内実は軍事を中心とした国家安全保障を基軸に据えて社会・経済の監理を強化しようとするもの

このまま流されてはいけません。私たちは日本国の平和憲法の理念にのっとり“軍事力によらない安全保障”の可能性に光を当てる必要があります。“と。

「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫